

kimino Town

2025

令和7年3月

紀美野町子ども・子育て支援事業計画



第3期
きみのこどもプラン

和歌山県紀美野町

目 次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	3
第2章 紀美野町の現状	
1 紀美野町の概況	4
2 人口・世帯数等の推移	4
3 児童人口推計	6
第3章 紀美野町の子育て世代を取り巻く現状と課題	
1 保育所等の状況	7
2 母子保健事業の実施状況	8
3 主な子育て支援サービス事業の実施状況	9
4 主な子育て支援サービス事業の内容	10
5 アンケート調査結果の概要	12
第4章 計画の基本的考え方	
1 基本理念	18
2 基本目標	18
3 施策体系	19
第5章 施策の展開	
基本目標1：こどもが健やかに成長できる環境づくり	20
基本目標2：安心して子育てができる環境づくり	26
基本目標3：特に支援を必要とするこどもや家庭へのサポートの充実	29
基本目標4：地域でこどもを見守り、育むまちづくり	32
第6章 事業量の見込みと提供体制	
1 教育・保育提供区域の設定	35
2 教育・保育における量の見込みと確保方策	36
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	37
第7章 計画の推進にあたって	
1 教育・保育の一体的提供の推進	50
2 関係機関との連携等	50
3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	51
4 進捗状況の管理	51

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の急速な少子・高齢化の進行は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担費の増加、地域社会の活力低下など、社会への深刻な影響が懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、保護者の労働環境の多様化など、こどもを取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、ライフスタイルの多様化により、こどもとその家族におけるニーズもますます複雑化しています。

こうしたことから、こどもを産み、育てる喜びが実感でき、次代を担うこどもが未来を切り開く力を培うことができる社会の実現に向け、社会全体で子育てを支援していくことが重要課題となっています。

このような中、国においては、令和 5 年 4 月に「こども基本法」が施行されました。この法律は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。併せて、こども施策を一体的に推進していくための新たな司令塔として、「こども家庭庁」が創設されました。

さらに、同年 12 月には、こども基本法の理念に基づき、こども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととなりました。

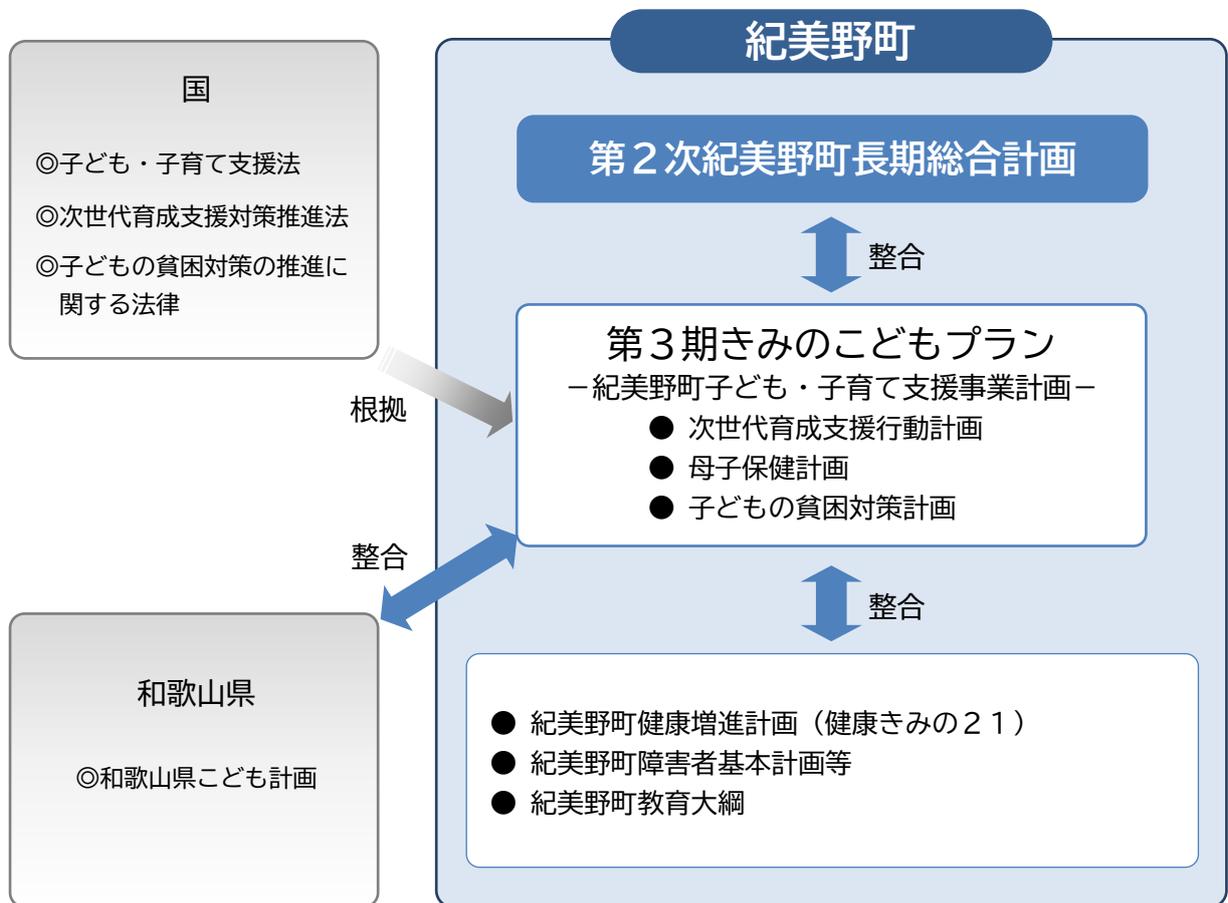
本町では、「きみのこどもプラン」（平成 27 年度～）、「第 2 期きみのこどもプラン」（令和 2 年度～）を策定し、その後、令和 4 年 3 月に「紀美野町子ども子育て応援宣言」の中で「県下一の子育て支援」を目指す方針を掲げ、保健・医療、教育、労働、社会環境など様々な分野でこどもや子育てに関する支援策を進めてきました。

このたび、「第 2 期きみのこどもプラン」が令和 6 年度で計画期間が終了することから、こども・子育て家庭を取り巻く社会情勢や国の動向を踏まえ、引き続き、こどもや子育てへの支援策を総合的かつ計画的に進めるため、「第 3 期きみのこどもプラン」を策定します。

2 計画の位置づけ

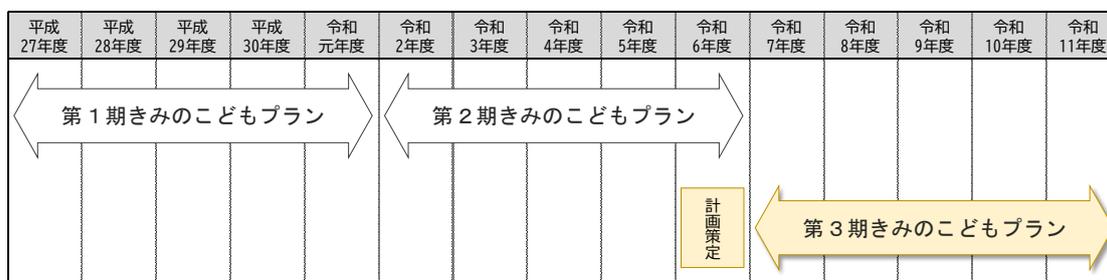
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。また同時に、「和歌山県こども計画」や「紀美野町長期総合計画」、他の関連計画とも整合を図りながら、本町の子育て支援政策を総合的に推進するものです。

なお、本計画については、引き続き次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に位置付けるとともに、こどもの貧困が社会問題となるなか、こどもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画として策定します。



3 計画の期間

令和6年度を最終年度とする「第2期きみのこどもプラン（紀美野町子ども・子育て支援事業計画）」を継承し、本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。



4 計画の対象

本計画は、町内に在住または町内で保育・教育サービスを受けるすべてのこどもとその家庭及び町内の保育・教育機関、施設や事業所、行政、地域住民などの個人や団体が対象となります。

また、本計画における「こども」とは、おおむね18歳未満とします。

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に関する調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。（令和6年2月～3月）

(2) 子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討にあたっては、学識経験者や地域の子育て関連団体・機関等で組織している「紀美野町子ども・子育て会議」において審議を行い、幅広い意見の集約に努めました。

(3) パブリックコメントの実施

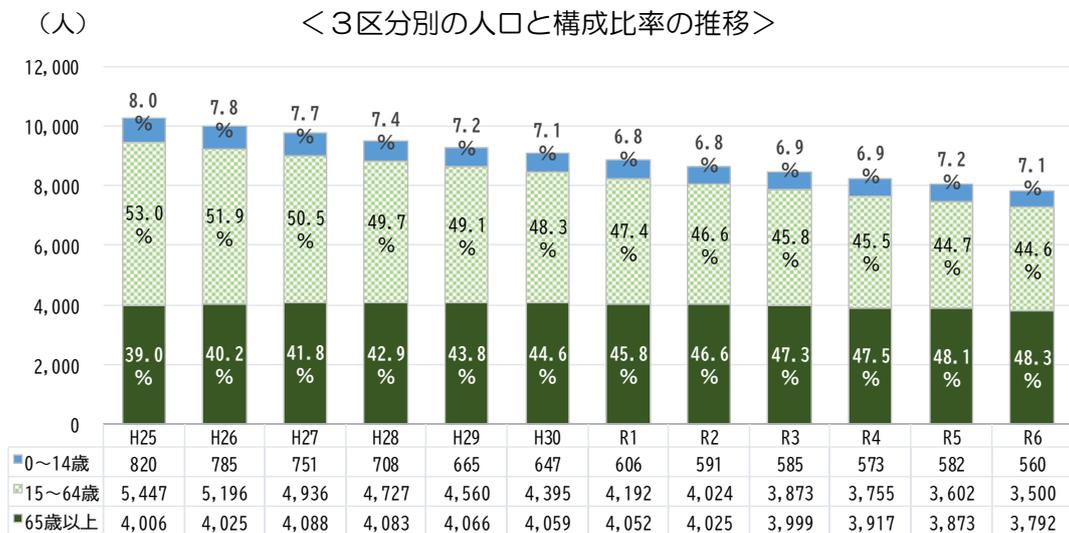
町民から広く意見を得て本計画に反映させることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を行いました。（令和7年1月～2月）

第2章 紀美野町の現状

1 紀美野町の概況

本町の面積は128.34km²であり、そのほとんどは農業地域、保安林を含む森林地域及び自然公園地域で構成され、貴志川流域に広がる河岸段丘のわずかな平坦地に集落と農地が集中しています。また、人口減少が続いており、高齢化も著しく、典型的な過疎の地域構造にあります。

2 人口・世帯数等の推移



(資料：住民基本台帳、各年3月31日現在)

＜児童（0～11歳）人口の推移＞

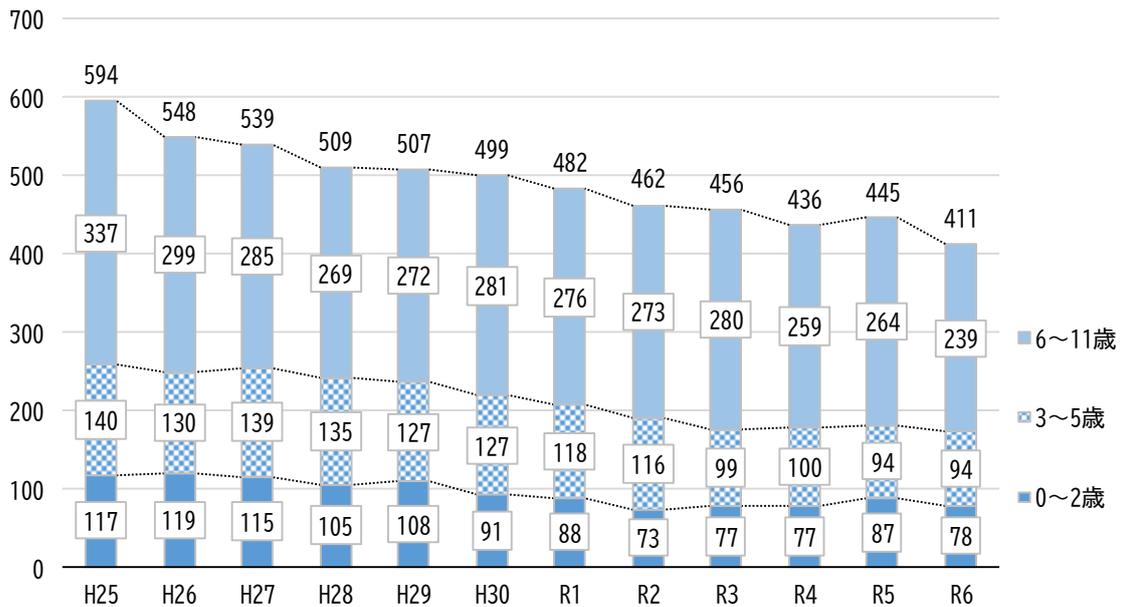
（単位：人）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	34	35	39	27	35	24	21	21	24	24	30	17
1歳	45	34	34	44	29	37	27	24	26	24	29	33
2歳	38	50	42	34	44	30	40	28	27	29	28	28
小計	117	119	115	105	108	91	88	73	77	77	87	78
3歳	51	37	53	40	37	47	30	40	30	28	31	34
4歳	43	50	36	55	40	38	49	29	41	32	29	30
5歳	46	43	50	40	50	42	39	47	28	40	34	30
小計	140	130	139	135	127	127	118	116	99	100	94	94
6歳	39	47	43	50	43	53	43	38	50	30	41	33
7歳	47	40	46	45	50	44	56	44	40	51	32	41
8歳	41	47	42	45	45	50	40	56	42	39	50	31
9歳	70	39	47	43	43	45	50	41	57	43	39	50
10歳	60	67	40	46	44	45	43	51	40	56	45	39
11歳	80	59	67	40	47	44	44	43	51	40	57	45
小計	337	299	285	269	272	281	276	273	280	259	264	239
合計	594	548	539	509	507	499	482	462	456	436	445	411

（資料：住民基本台帳、各年3月31日現在）

（人）

＜児童（0～11歳）人口の推移グラフ＞



（資料：住民基本台帳、各年3月31日現在）

3 児童人口推計

本町では出生数の減少傾向が続いており、今後、児童人口の減少が予想されます。

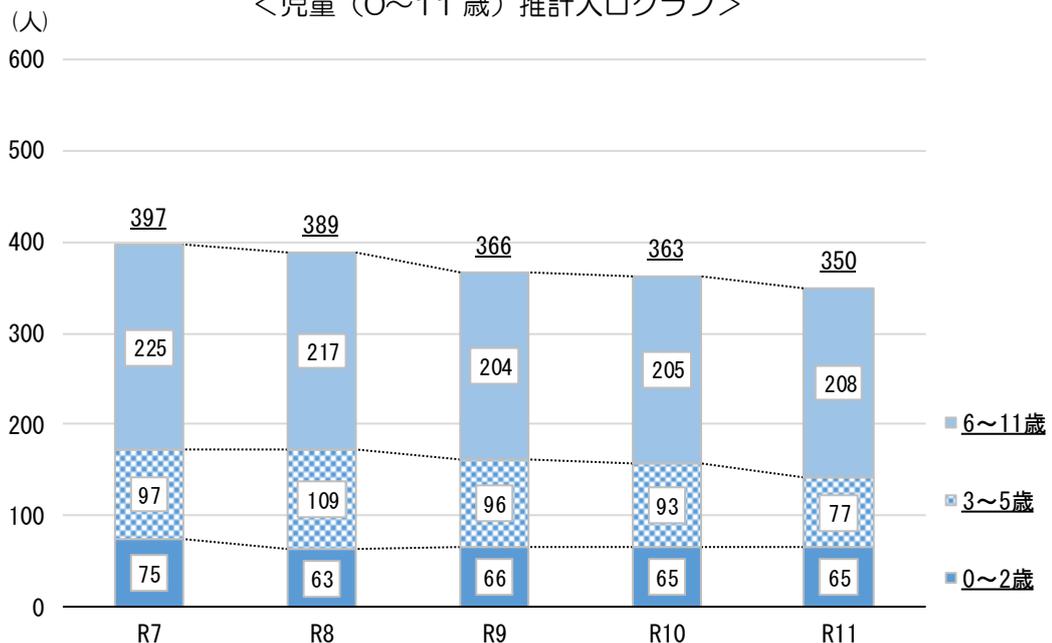
＜児童（0～11歳）推計人口＞

（単位：人）

	R7		R8		R9		R10		R11	
	人口	総人口比								
0歳	20	0.26%	20	0.27%	20	0.28%	20	0.28%	20	0.29%
1歳	19	0.25%	23	0.31%	22	0.30%	22	0.31%	22	0.32%
2歳	36	0.47%	20	0.27%	24	0.32%	23	0.33%	23	0.34%
小計	75	0.99%	63	0.85%	66	0.91%	65	0.93%	65	0.95%
3歳	31	0.41%	41	0.55%	23	0.27%	27	0.38%	26	0.38%
4歳	35	0.46%	31	0.42%	41	0.29%	23	0.33%	27	0.39%
5歳	31	0.41%	37	0.50%	32	0.52%	43	0.61%	24	0.35%
小計	97	1.28%	109	1.47%	96	1.09%	93	1.32%	77	1.12%
6歳	31	0.41%	31	0.42%	37	0.39%	32	0.46%	43	0.63%
7歳	34	0.45%	32	0.43%	32	0.64%	38	0.54%	33	0.48%
8歳	40	0.53%	33	0.45%	31	0.49%	31	0.44%	37	0.54%
9歳	31	0.41%	40	0.54%	33	0.50%	31	0.44%	31	0.45%
10歳	50	0.66%	31	0.42%	40	0.67%	33	0.47%	31	0.45%
11歳	39	0.51%	50	0.68%	31	0.47%	40	0.57%	33	0.48%
小計	225	2.97%	217	2.94%	204	3.16%	205	2.92%	208	3.04%
合計	397	5.23%	389	5.26%	366	5.16%	363	5.17%	350	5.11%
総人口	7,585		7,392		7,207		7,022		6,845	

※住民基本台帳の数値を利用したコーホート変化率による

＜児童（0～11歳）推計人口グラフ＞



第3章 紀美野町の子育て世代を取り巻く現状と課題

1 保育所等の状況

教育・保育施設の設置状況は、以下のとおりです。

＜教育・保育施設の設置数等の推移＞

施設		年度										
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
保育所等 (公立)	設置数(か所)	4	4	3	2	2	2	2	2	2	2	2
	定員(人)	300	300	240	210	210	210	210	210	210	210	210
	入所数(人)	177	178	186	183	191	167	159	158	145	139	128
	野上第1保育所	106	110	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	きみのこども園	—	—	134	137	141	129	122	121	108	108	91
	野上第2保育所	21	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	こうのこども園 (旧神野保育所)	42	43	47	46	50	38	37	37	37	31	37
	毛原保育所	8	6	5	—	—	—	—	—	—	—	—
	定員充足率	59%	59%	78%	87%	91%	80%	76%	75%	69%	66%	61%
小学校	設置数(校)	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
	児童数(人)	335	293	285	270	269	283	279	277	280	259	255
	野上小学校	220	194	184	176	183	189	189	186	192	180	174
	小川小学校	15	13	12	17	14	19	18	16	16	13	18
	下神野小学校	88	73	75	68	72	75	72	75	72	66	63
	毛原小学校	12	13	14	9	—	—	—	—	—	—	—
中学校	設置数(校)	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2
	生徒数(人)	205	218	200	190	146	132	113	118	122	136	132
	野上中学校	162	170	163	149	116	99	83	91	94	105	105
	美里中学校	39	41	33	36	30	33	30	27	28	31	27
	長谷毛原中学校	4	7	4	5	—	—	—	—	—	—	—
高等学校	設置数(校)	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3

(資料：子育て推進課、教育課)

- ・保育所入所者数：当該年度3月1日現在、小・中学校児童数等：当該年度5月1日現在
- ・野上第2保育所は平成27年度から野上第1保育所と統合し、きみのこども園となっています。
- ・りら創造芸術高等専修学校は平成28年度からりら創造芸術高等学校になっています。
- ・毛原保育所は平成28年度から休所、令和元年度末で廃所となっています。
- ・毛原小学校、長谷毛原中学校は平成29年度から休校、令和4年度末で廃校となっています。

2 母子保健事業の実施状況

母子保健事業の実施状況は、以下のとおりです。

＜母子保健事業の受診者数等の推移＞

事業名	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
		妊娠届出数（転入等含）	届出者数（人）	44	38	41	30	20	24	21	33	29
4か月児健診	対象者数（人）	33	38	33	34	25	24	22	21	27	26	16
	受診者数（人）	33	37	33	34	25	23	21	21	27	25	16
	受診率（％）	100	97	100	100	100	96	95.5	100	100	96	100
乳児健診	対象者数（人）	27	38	43	40	28	24	22	20	28	30	24
	受診者数（人）	27	37	42	37	32	22	24	20	28	29	26
	受診率（％）	100	97	98	93	114	92	109	100	100	97	108
1歳6か月児健診	対象者数（人）	51	32	39	39	40	28	28	21	21	28	38
	受診者数（人）	49	33	37	39	41	26	26	21	23	26	38
	受診率（％）	96	103	95	100	103	93	92.9	100	110	93	100
3歳児健診	対象者数（人）	52	31	56	36	40	39	40	31	30	31	27
	受診者数（人）	53	32	56	35	38	43	40	29	26	30	25
	受診率（％）	102	103	100	97	95	110	100	93.5	86.7	97	92.6
乳幼児歯科健診	延べ受診者数（人）	253	238	202	183	165	167	120	103	77	113	141
幼児相談	延べ相談者数（人）	34	53	35	43	28	39	27	28	29	20	30
離乳食教室（もぐもぐ）	延べ参加者数（人）	25	24	27	31	20	19	15	13	14	19	12
歯みがき指導	延べ参加者数（人）	909	779	869	573	487	508	450	276	676	562	469
親子教室（すくすく教室）	延べ参加者数（人）	236	210	210	210	93	130	143	203	177	234	299
生活習慣病予防教室 （6ちゃんクラブ）	実施回数（回）	16	16	12	8	8	8	8	8	8	8	7
	参加者数（人）	343	331	370	293	374	321	279	312	177	265	236
前向き子育てプログラム （トリプルP）	開催クール数（回）	2	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1
	参加者数（人）	21	17	15	2	12	8	5	9	4	6	8
訪問指導（家庭訪問） 保健師	延べ訪問件数（件）	172	133	149	167	218	204	151	130	60	166	76
訪問指導（家庭訪問） 母子保健推進員	延べ訪問件数（件）	210	105	95	98	80	69	66	60	70	69	65

（資料：子育て推進課）

- ※6ちゃんクラブ … 町内こども園（保育所）の年長児とお母さんや家族を対象として、環境や食事、からだなどについて楽しく学習する教室
- トリプルP … オーストラリアで開発され、世界で実施されている親向けの参加体験型の学習プログラムで、こどもの困った行動に対処する17の方法を学ぶことから始まる。
対象：2歳～小学校2年生のこどもの保護者 ※1クール全7回の教室

3 主な子育て支援サービス事業の実施状況

子育て支援サービス事業の実施状況は、以下のとおりです。

＜子育て支援サービスの利用者数等の推移＞

事業名	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
		実施数(か所)	4	4	3	2	2	2	2	2	2	2
こども園(保育所)開放	実施回数(回)	78	76	59	31	35	36	44	44	44	44	44
	延べ利用者数(人)	192	117	115	66	4	7	29	66	33	25	78
ピヨピヨ教室	実施回数(回)	12	3	3	2	6	5	6	6	6	6	6
	延べ利用児数(人)	110	39	44	16	24	14	25	12	13	6	26
子育て支援センター	実施数(か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	延べ利用者数(人)	642	2,227	2,926	3,066	1,361	1,898	2,090	1,456	1,603	1,597	1,591
遊びの教室 カンガルー	実施回数(回)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	延べ利用者数(人)	144	116	165	114	76	86	79	48	59	89	74
遊びの教室 コアラ	実施回数(回)	12	12	12	12	13	15	13	10	16	18	18
	延べ利用者数(人)	204	197	230	169	93	100	83	71	95	107	178
クラフト教室	実施回数(回)	-	-	-	-	7	12	10	9	5	6	5
	延べ利用者数(人)	-	-	-	-	52	117	80	44	57	48	14
クッキング教室	実施回数(回)	-	-	-	-	7	11	9	2	0	8	4
	延べ利用者数(人)	-	-	-	-	46	75	50	6	0	23	14
ALTと遊ぼう	実施回数(回)	-	-	-	-	16	20	18	5	0	0	0
	延べ利用者数(人)	-	-	-	-	209	303	280	24	0	0	0
児童館	実施数(館)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2
	延べ開館日数(日)	501	521	514	530	492	492	449	395	366	346	329
	延べ利用者数(人)	1,772	1,835	1,151	3,542	3,996	2,890	2,646	1,191	1,369	2,246	1,733
学童保育(野上) 【野上小学校】	開所日数(日)	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	249
	実利用者数(人)	33	41	37	33	40	61	42	64	53	38	39
学童保育(下神野) 【文化センター】	開所日数(日)	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	235
	実利用者数(人)	11	19	20	22	26	33	23	30	23	16	15
ふれあいルーム	実施数(か所)	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2
	開所日数(日)	236	241	229	228	225	224	207	135	153	171	191
	延べ利用者数(人)	3,124	5,078	4,681	4,747	2,901	3,008	2,715	989	739	1,366	1,889
学習サポート教室	実施回数(回)	-	-	-	63	60	62	62	52	58	58	71

(資料：子育て推進課)

- ※こども園(保育所)開放… こども園(保育所)において、1歳～入所前までのこどもを対象に園内を親子に開放
- ピヨピヨ教室 … こども園(保育所)で未入所の2～3歳児と保護者を対象にした育児教室
- 遊びの教室・カンガルー… 5か月～1歳6か月児を対象にした親子教室
- 遊びの教室・コアラ … 1歳6か月以上児を対象にした親子教室
- クラフト教室/クッキング教室… 子育て支援センターにおける教室
- ALTと遊ぼう … 子育て支援センターにおいてネイティブ外国人教師による外国語等での親子教室
- 学童保育 … 就労、病気その他の理由により放課後に小学校児童を保育することができない家庭対象の町営の児童の居場所
- ふれあいルーム … 中央公民館で週4回、文化センターで週1回放課後のこどもの居場所づくりとして行っている事業。毎週水曜日にイベントを開催
- 学習サポート教室(H28から) … 野上小学校、下神野小学校の4～6年生を対象に、野上小学校は同校で、下神野小学校は文化センターで週1回開催(長期休暇中は未実施)
- ※R5から中学生も対象。中央公民館で実施

4 主な子育て支援サービス事業の内容

① 利用者支援事業

母子保健と児童福祉に関する事業の一体的な運営を通じて、妊産婦や乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を実施するとともに、すべての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応を行うなど、個々の家庭に応じた支援を切れ目なく行います。

② 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日以外の日や利用時間以外の時間において保育を実施する事業です。

施設		きみのこども園・こうのこども園
時間	平日	7:00 ~ 8:30
		16:30 ~ 19:00
	土曜日	7:00 ~ 8:30
		16:30 ~ 17:00

※土曜日保育は、きみのこども園にて集合保育を実施しています。

③ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設や里親宅等において、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の2つがあります。

本町では、他市町にある施設（児童養護施設2か所、乳児院1か所、母子生活支援施設2か所）との委託契約により行っています。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

【こんにちは赤ちゃん事業】

お子さんが生まれたら、保健師等専門職が訪問し、発育の確認や育児などの相談を実施しています。また遠隔地に住んでいる家庭については、その住居地の市町村に訪問を依頼することもあります。



⑤ 養育支援訪問事業、その他要支援・要保護児童等支援事業

【養育支援訪問事業】

子育てに対して不安や孤立感などから養育支援が特に必要な家庭（児童虐待の可能性のあるものを含む）を訪問し、育児相談を継続的に行っています。

【要保護児童対策地域協議会】

「要保護児童対策地域協議会」を活用し、家庭及び地域社会において、こどもが健やかに成長し、発達できるよう、育児不安を抱えた家庭の子育てを支援するとともに、児童虐待予防の対応ができるネットワーク体制を強化し、早期発見や情報の共有化、虐待予防等への対応に努めています。

<支援世帯数等>

	登録ケース数	対象児童数
令和元年度	12 (3)	17 (4)
令和2年度	10 (5)	15 (6)
令和3年度	12 (4)	18 (6)
令和4年度	19 (5)	28 (13)
令和5年度	22 (6)	40 (6)
令和6年度	19 (3)	37 (4)

()内は新規登録者数

⑥ 地域子育て支援拠点事業

平成29年度から総合福祉センターにおいて「子育て支援センター」を開設し、自由遊びや各種教室、育児相談を行っています。

⑦ 妊婦健康診査

母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査費用を補助するための14回の費用補助券を渡し、妊婦健診の費用の一部を助成しています。

⑧ こども誰でも通園制度（令和6年7月～）

保護者の就労条件に関係なく、こども園を一定時間（月10時間以内）、無料で利用できる制度です。

	内 容
対 象 者	紀美野町に住民登録がある 生後7か月～3歳のこども
実施場所	きみのこども園
利用時間	9:00 ～ 14:00

※令和6年7月から試行的事業として上記のとおり実施しています。

令和8年度からの本格実施においては、内容を変更する場合があります。

5 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

目的	「第3期きみのこどもプラン」を策定するにあたり、子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズを把握するための基礎資料とします。
調査対象	町内の小学生以下の児童がいる全世帯
実施時期	令和6年2月～3月
調査方法	在学在所施設を通じて配布・回収 未就園児世帯については郵送による配布・回収
配布数	283世帯
有効回収数	211世帯
有効回収率	74.6%

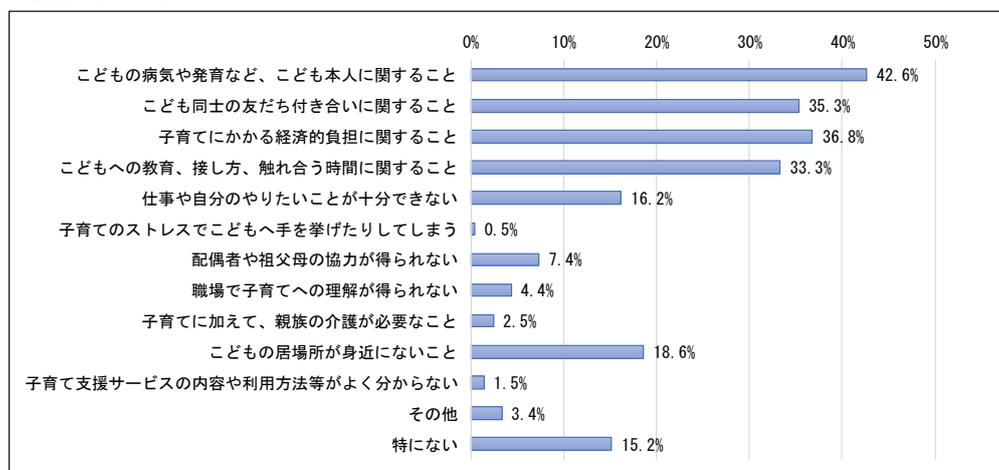
(2) 調査結果

<育児環境>

①子育てや教育について悩んでいること、気になること

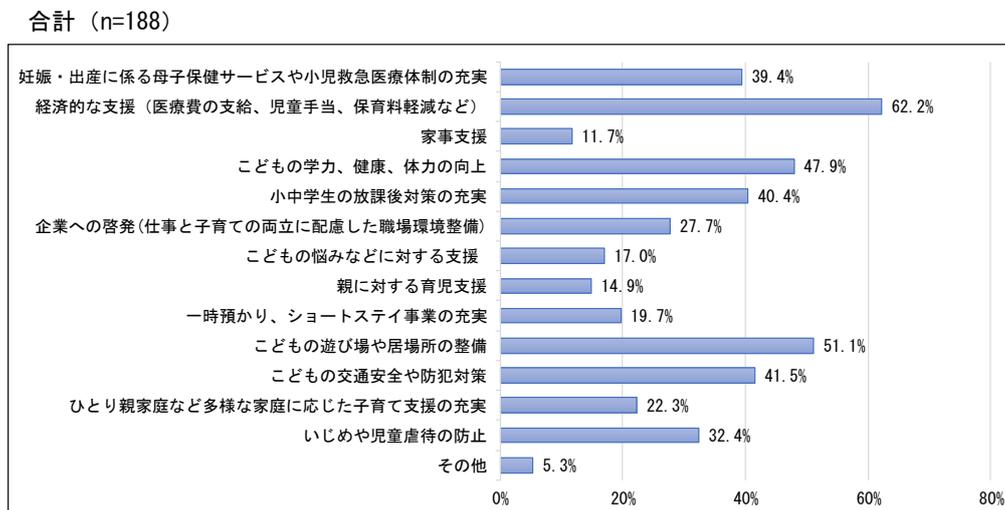
「こどもの病気や発育など、こども本人に関すること」が42.6%で最多。「子育てにかかる経済的負担に関すること」が36.8%で、次に多くなっています。

合計 (n=204)



②子育てや教育を受けるうえで行政に希望するサポート

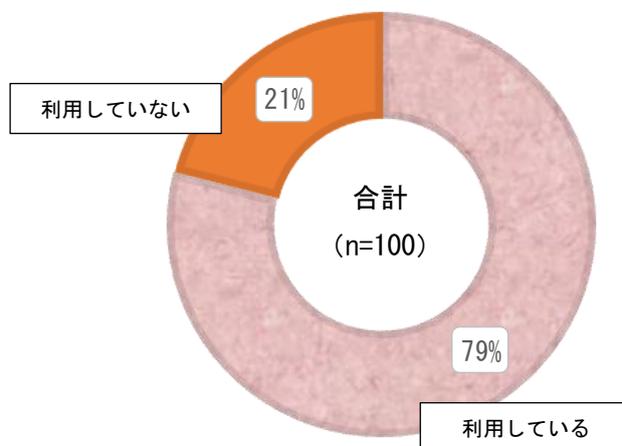
「経済的な支援」が62.2%で最多。「こどもの遊び場や居場所の整備」が51.1%で次に多くなっています。



<平日の教育・保育サービス>

③認定こども園などの「定期的な教育・保育サービス」の利用状況

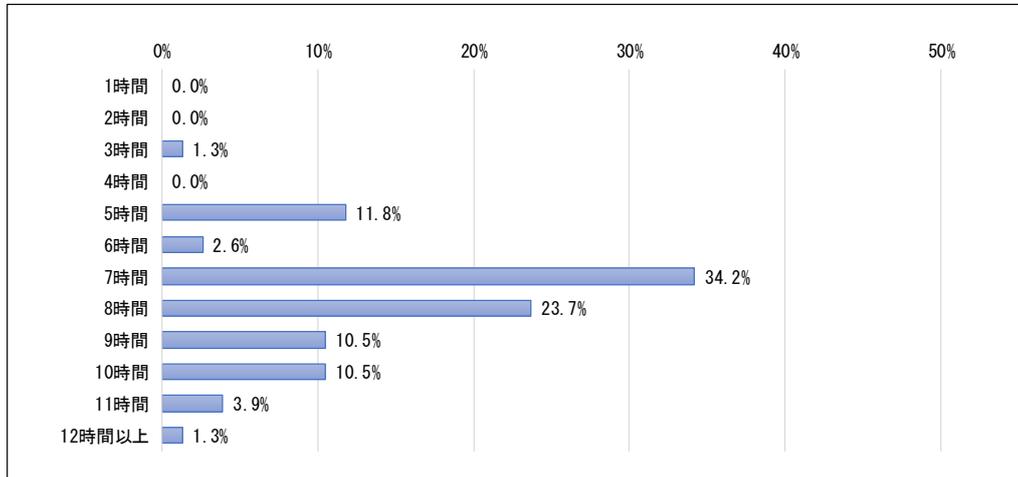
「利用している」が、79%を占めています。



④ 1日あたりの利用時間

「7時間」が34.2%で最多。「8時間」が23.7%で次に多くなっています。

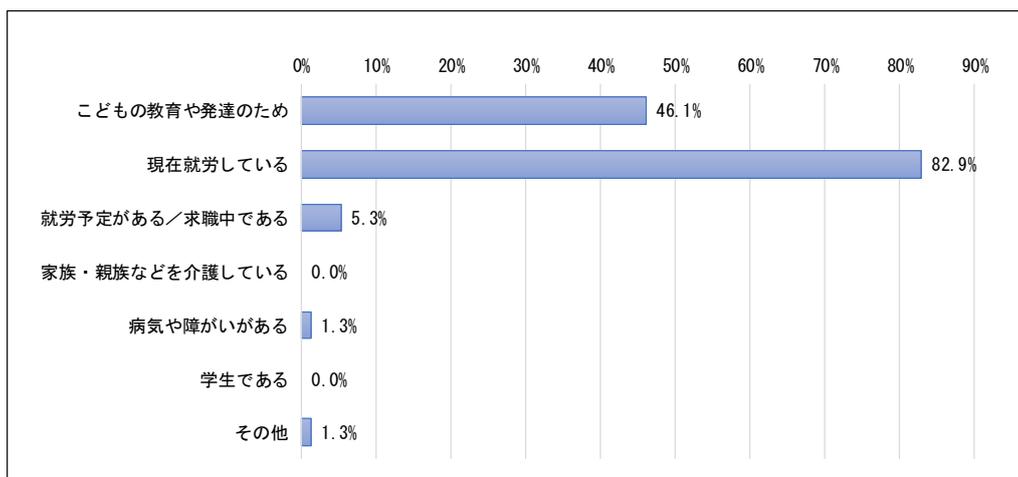
合計 (n=76)



⑤ サービスを利用している理由

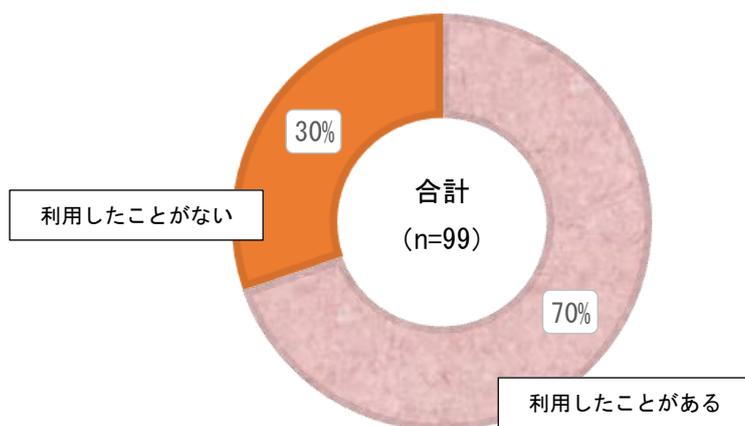
「現在就労している」が、82.9%で最多となっています。

合計 (n=76)



⑥子育て支援センターの利用状況

「利用したことがある」が、70%を占めています。



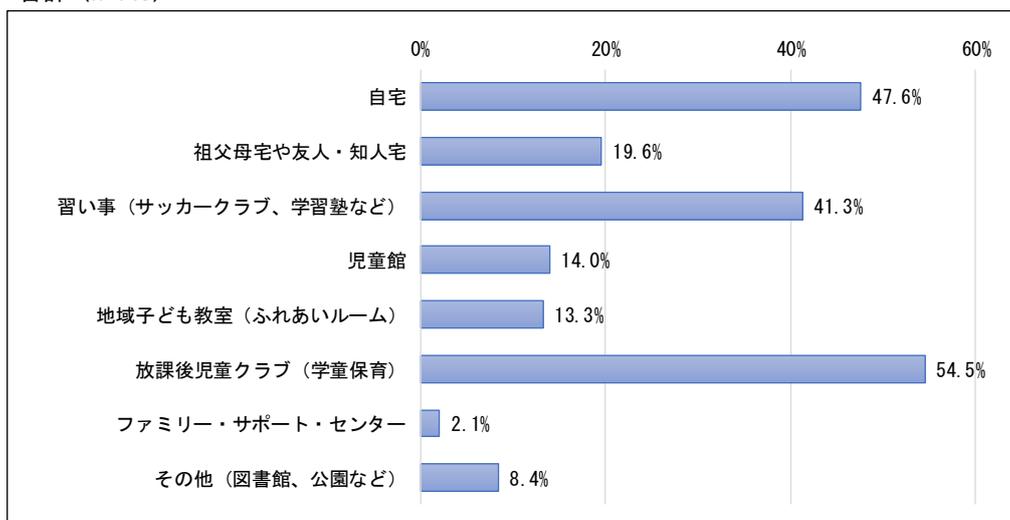
<就学後の放課後>

⑦放課後の時間、子どもをどこで過ごさせたいですか。

※低学年（1～3年生）

「放課後児童クラブ」が54.5%で最多。「自宅」が47.6%、「習い事」が41.3%で多くなっています。

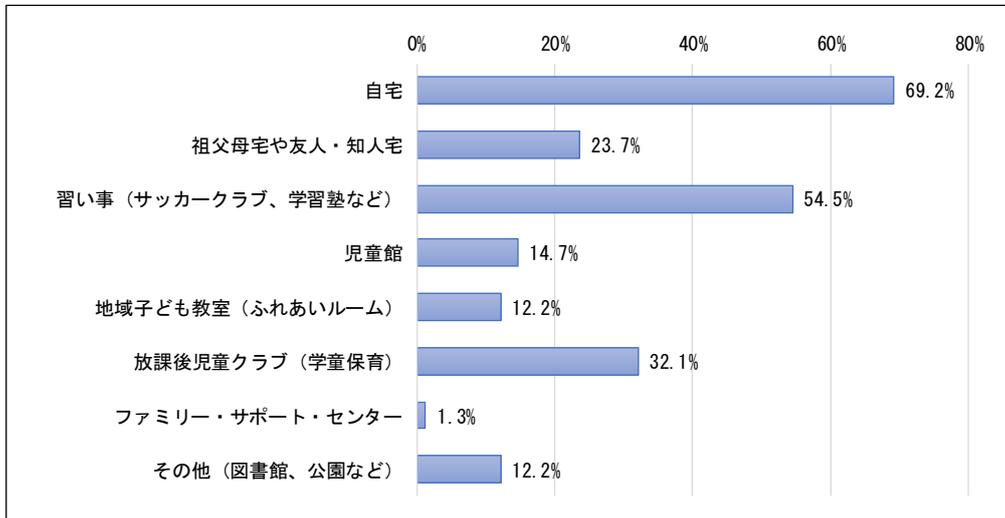
合計 (n=143)



※高学年（4～6年生）

「自宅」が69.2%で最多。「習い事」が54.5%、「放課後児童クラブ」が32.1%で多くなっています。

合計（n=156）

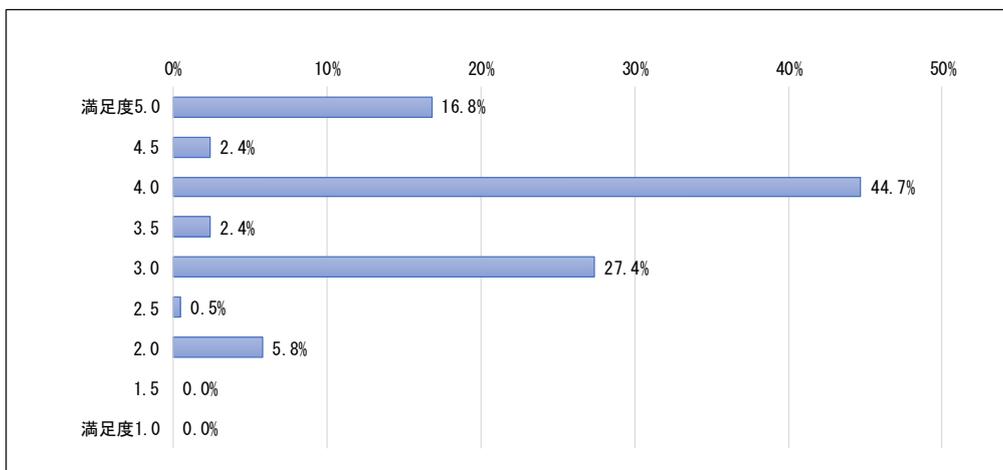


<支援制度>

⑧町の子育て環境や支援制度への満足度（5段階評価）

「満足度4.0」が44.7%で最多となっています。

合計（n=208）



<ニーズのまとめ>

本町のこども・子育て家庭を取り巻く環境や「子ども・子育て支援に関する調査」、子ども・子育て支援事業計画の検証結果などを踏まえ、下記のとおりニーズを整理しました。

(1) こどもへの支援

- 平日の教育・保育事業では、「こどもの教育や発達」のために、こども園を利用したいという声が多く、質の高い教育・保育の提供が求められています。
- 共働き家庭が増えるなど、社会状況の変化に合わせて、こども園の利用時間の拡充を検討していく必要があります。
- 障害のあるこどもに対する支援や環境の充実を図るため、障害児保育に携わる職員への研修等、インクルーシブ保育を進めていく必要があります。
※インクルーシブ保育：障害の有無などにかかわらず、すべてのこどもを受け入れて一緒に成長できるような保育
- 近年、支援が必要な児童等が増加しており、保育の質を確保、向上させること及び児童発達支援センターの設置について検討していく必要があります。
- こどもが安心して遊ぶことができる公園やスポーツ施設の整備が求められています。

(2) 子育て家庭への支援

- アンケート調査結果においても「経済的な支援」を求める声が多く、経済的支援の実施と併せて、各種支援制度の広報・周知の充実を図る必要があります。
- 子育て支援サービス等の利用者が固定化してきており、今後、保護者同士のつながりをさらに広げられるよう、サービス内容の周知、検討が必要です。
- 「就労している」保護者が多いため、育児休業の取得促進やワーク・ライフ・バランスへの取組・啓発が重要となっています。
- 病児・病後児保育については、「小児科に併設した施設」で利用を望む声があり、環境整備が課題となっています。
- こどもへの教育や接し方について、若い親世代への家庭教育に関する学習機会の充実や情報提供が課題となっています。
- 人口流出防止と定住促進を図るため、良質な住環境の整備が求められています。

(3) 地域での支援

- 自然や地域とのふれあい、地域を学ぶ機会など、紀美野町ならではの教育を求める意見が多く、人間性を育む幅広い教育の充実が求められています。
- 豊かな人間性を形成するためには世代間を超えた交流が重要であり、各種行事を通じて、小中学生や地域住民等との交流を図ることが必要です。
- 核家族化や共働き世帯が増加する中、こどもが安心して健やかに成長できるよう、地域での子育て、見守りが重要となっています。
- こどもを狙った犯罪や交通事故等が増加傾向にあるなか、犯罪や交通事故を防止する安全な環境の維持、整備が重要となっています。
- 通学時等の安全を確保するため、通学路の整備や公共交通手段の利便性の向上が求められています。

第4章 計画の基本的考え方

1 基本理念

「紀美野町でこどもを産みたい」、「紀美野町でこどもを育てたい」と思ってもらえるまち、「県下一の子育て支援」を目指して「こども子育て応援宣言」のもと、こども・子育てに関する各種施策に取り組んできました。

この度、本計画を策定するにあたり、本町における教育・保育・子育て支援に関する子育て世帯へのアンケートを実施したところ、子育て環境や子育て支援制度への満足度は、6割以上の方に、5段階評価で「4」以上の評価をいただき、第2期計画に基づいて実施してきた施策については、おおむね効果が得られたものと考えています。

今後も、より子育てしやすいまちづくりを進めていくためには、これまでの取組を継続するとともに、社会情勢等の変化に柔軟に対応しつつ、子育て世帯へのきめ細やかなサポートを提供していく必要があります。また、学校や地域が一体となって子育て世帯に寄り添い、子育てにおける保護者の負担、孤立感を減らしていくことが非常に重要となります。

これからも、豊かな自然や温かい交流のある地域コミュニティを大切に、「県下一の子育て支援を目指すまち～紀美野～」を基本理念として、妊娠から子育てに至る切れ目ない総合的な支援の充実に努めます。

2 基本目標

基本目標

1

こどもが健やかに成長できる環境づくり

人との出会いや自然とのふれあいを通じ、豊かな人間性や自立心を育む教育の充実に努めるとともに、こどもが自由に遊べ安心して過ごせる居場所づくりを推進します。また、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援により、安心してこどもを産み育てられる環境づくりに努めます。

基本目標

2

安心して子育てができる環境づくり

子育て世代が安心できる子育て支援サービスや保育サービスの充実に努めるとともに、子育て環境の変化に対応した働き方に関する情報提供や啓発活動に努めます。また、健康で充実した生活が送れるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

基本目標

3

特に支援を必要とするこどもや家庭へのサポートの充実

あらゆる状況において、こどもの権利が守られる社会の実現に取り組みます。特に、支援を必要とするこどもが適切なサポートを受けられるよう、関係機関との連携を強化し、相談体制をはじめとする各種支援体制の充実に努めます。

基本目標

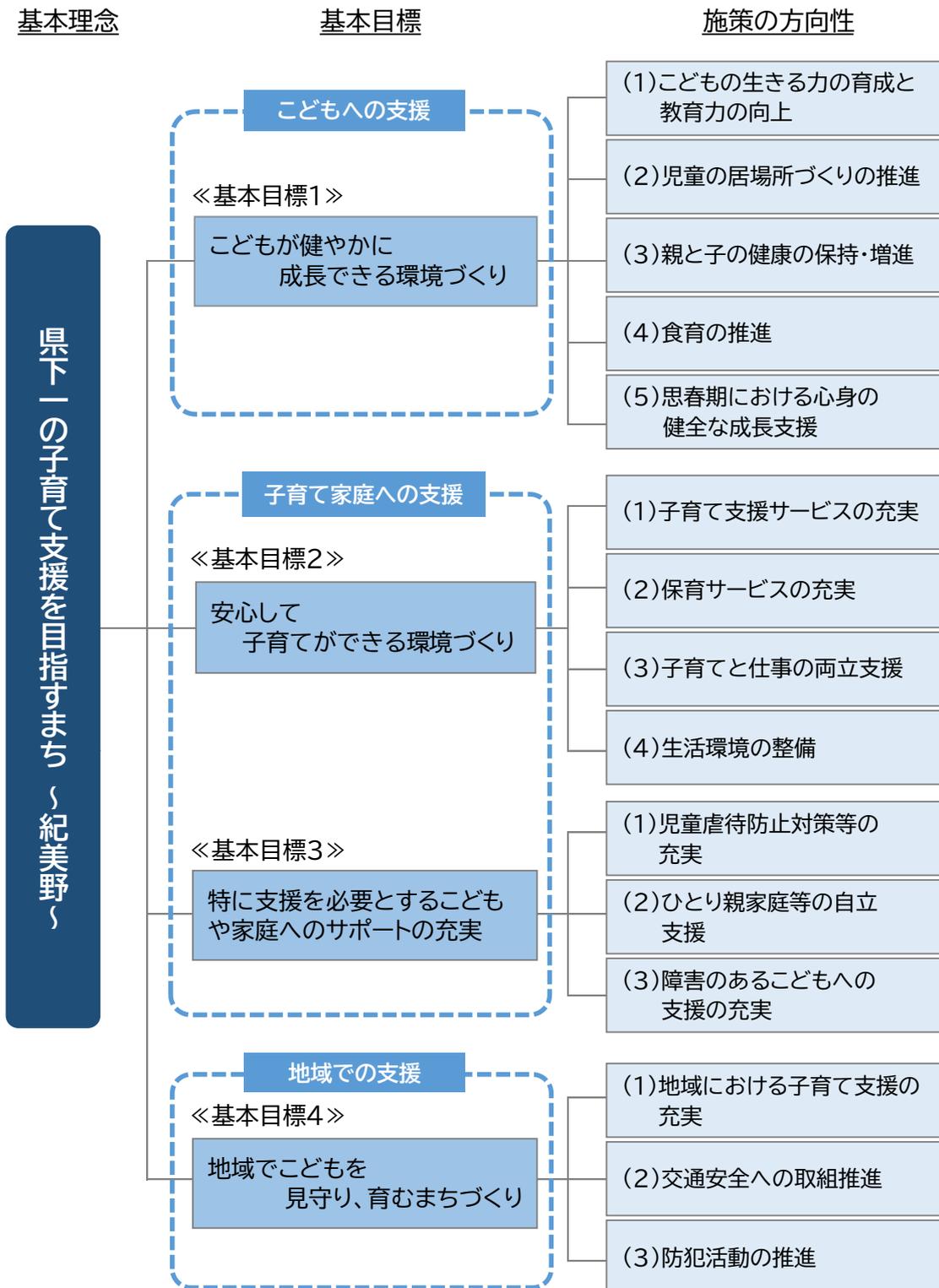
4

地域でこどもを見守り、育むまちづくり

地域が一体となって、こどもの健やかな成長を支援するため、地域での子育て支援のネットワーク化を推進します。また、安心して生活を送ることができるよう、地域、学校、警察など関係機関等と連携し、安全教育や防犯活動の推進と、安全な道路交通環境や公共施設等の整備に努めます。

3 施策体系

本町の子育て支援に関する基本理念と課題を踏まえ、本計画の施策体系を以下のように定めます。



第5章 施策の展開

《基本目標1》 こどもが健やかに成長できる環境づくり

(1) こどもの生きる力の育成と教育力の向上

こどもの生活は、学校をはじめ家庭や地域社会での生活から成り立っており、それぞれが連携して教育力の充実・向上を図ることが重要です。こどもの年齢に応じ、生きる力を育めるよう学力等の向上と豊かな人間性、自立心を形成できる教育の充実に努めるとともに、互いを認め合い、他人を思いやれる次世代を担う社会の一員として成長できるよう、学校及び家庭、地域の連携のもと、教育力の向上に努めます。

取組	内容	担当課
学力・体力・判断力の向上	○「夢と知恵を育む教育」を学校教育基本方針とし、基礎・基本の定着と学ぶ意欲を育成し、自ら課題を見つけ出し、主体的に解決できる能力の育成に努める。	教育課
人権教育の推進	○個人が持つ基本的人権についての知識や権利の主体としての意識など、権利や自由についての理解の促進と人権教育の推進に努める。 ○児童生徒が互いに違いと良さを認め合い、安心して学校生活を送れる環境づくりに取り組む。	教育課
道徳教育の推進	○道徳教育を通じ、日常生活における他者への配慮や思いやり、正義や公平さを大切にすることを身に付け、人間性の向上を図る。	教育課
切れ目ない保育・教育の推進	○幼保連携事業の一環として、こども園と小学校の交流会やお互いの参観を通じて、幼児教育と小学校教育の接続期に大事なことを再確認する。就学前に引き継ぎ会を実施し、切れ目のない移行に努める。 ○就学に向けてのアプローチカリキュラム、就学後間もなくのスタートカリキュラムを作成する。	子育て推進課 教育課

家庭学習の充実	○若い親の世代に対し、教育に関する学習機会と情報の提供に努める。 ○本との出会いファイルを活用し、読み聞かせから始まる親子の関係を築くとともに、読書習慣の習得による学力の向上を図る。	教育課
家庭教育支援総合推進事業の実施	○学校やPTAなど関係機関と連携し、引き続き、児童を持つ親等を対象に子育て講座を開設し、家庭での教育の支援を行う。	教育課

(2) 児童の居場所づくりの推進

地域社会における児童数の減少は、一緒に遊ぶことを通じてこども同士の仲間関係や規範意識の醸成など、今後の社会生活における人格形成に大きな影響を与えると考えられます。そのため、地域においてこども同士が自由に遊べ、放課後や週末等に安全に過ごすことができる居場所づくりを推進します。

また、様々な事情により集団生活等に馴染むことが難しい児童の居場所についても提供します。

取組	内容	担当課
きみのスマイル	○「きみのスマイル」を開所し、学校に行けなかったり、行きづらかったりするこどもが、安心して自由に過ごせる居場所を提供する。	子育て推進課
児童館	○町内にある児童館において、地域のニーズを踏まえつつ、児童の健全な発達の支援に努める。 ○児童館まつりや料理教室などを開催し、多彩な児童館活動の展開を図る。	子育て推進課
学童保育	○野上学童保育所、下神野学童保育所の2か所において、児童に適切な遊び場や生活の場を提供するとともに、利用者のニーズに応じた運営に努める。	子育て推進課
ふれあいルーム	○放課後の安全・安心な活動拠点として、中央公民館と文化センターにおいて、季節のイベントの実施など、こどもたちが参加しやすい環境を整える。 ○学校とは異なる視点から自主性や協調性を習得させるとともに、高齢者との交流などにより様々な知識・経験を得る場として継続的に実施していく。	教育課

学習サポート教室	○野上小学校と文化センターにおいて、小学校 4～6 年生と中学生を対象に、宿題やテキスト学習を通し、学習習慣の定着や学力向上等に努める。	子育て推進課
遊び場の確保と整備	○社会状況や住民ニーズを踏まえ、既存の公園施設などの整備を行い、子どもが安心して遊べる魅力ある遊び場づくりに努める。	産業課 教育課 企画管財課

(3) 親と子の健康の保持・増進

医療機関やこども園、学校などの関係機関との連携を強化し、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援体制を充実させることにより、安心してこどもを産み育てることができ、すべてのこどもが健やかに成長できる環境づくりに努めます。

取組	内容	担当課
妊娠・出産期からの切れ目ない支援	○こども家庭支援センター「きこか」や保健福祉課、教育委員会、こども園、小中学校など関係機関と連携し、妊娠・出産期から成人まで切れ目ない支援に努める。	子育て推進課 保健福祉課 教育課
妊娠希望者への支援	○一般不妊治療費助成事業として、医療保険の給付対象及び医療保険適応外の不妊治療や不育治療に要する費用の一部を継続して助成する。 ○体外受精及び顕微授精による不妊治療と併用して実施された先進医療に要する費用の一部を継続して助成する。	子育て推進課
妊婦健康診査	○妊婦の健康管理のため、14回を上限に妊婦健診費用を助成する。	子育て推進課
出産前後の保健指導	○地区担当保健師や栄養士により、妊娠期や乳幼児の健康に関する保健指導や相談及び子育て支援者の紹介を行う。 ○出産前後の不安を和らげるため、妊娠期と出産後に保健師・助産師訪問を行う。また、産後5か月までを対象にパパママ教室を実施する。	子育て推進課

取 組	内 容	担当課
出産前後の負担軽減	<p>○支援が必要な母子を対象に、医療機関や助産所に委託し、宿泊・デイサービス・訪問の産後ケア事業を実施する。</p> <p>○経済的負担軽減のため、妊産婦健康診査や妊婦のための支援給付交付金の交付等を実施しており、今後もより利用しやすい制度の検討を進めていく。</p>	子育て推進課
新生児聴覚検査	<p>○新生児期に受けた聴覚検査費用の一部を助成する。</p>	子育て推進課
乳幼児健診等とフォロー体制の充実	<p>○医師や保健師などの関係機関・職種と連携し、健診相談時の子育て支援体制とフォロー体制の充実を図る。</p> <p>○乳幼児健診や精密検査を受診していない乳幼児に対し、受診率 100%を目指し、受診勧奨を行っていく。</p>	子育て推進課
育児相談・訪問の実施	<p>○地区担当保健師や母子保健推進員などにより、乳児・産婦訪問や育児・栄養相談等を実施する。</p> <p>○母子保健推進員や民生委員、児童委員等関係職種と連携し、親の気持ちに寄り添った気軽に相談できる体制づくりと制度の周知に努める。</p>	子育て推進課 保健福祉課
各種教室の開催	<p>○親子教室や離乳食教室など、各種教室の内容の充実と、気軽に参加できる体制づくりに努める。</p> <p>○子育て中のすべての親が安心して前向きに子育てができるよう、トリプル P（前向き子育てプログラム）への参加促進を図る。</p>	子育て推進課
歯科保健事業の実施	<p>○歯科保健事業（歯科健診、ブラッシング指導、口腔内写真撮影、フッ素塗布、フッ素洗口等）を継続して実施していく。</p>	子育て推進課 教育課
予防接種の実施	<p>○予防接種の正しい知識の普及と感染症予防に努める。</p> <p>○1歳から中学3年生を対象にインフルエンザ予防接種の費用を助成する。</p>	子育て推進課
こども医療費助成の実施	<p>○0歳から満 18 歳になった年度末までのこどもを対象に医療費無償化を継続して実施する。</p>	子育て推進課

小児医療体制の整備	○近隣市町村との連携により、小児科医の確保など小児医療体制の整備に努めるとともに、引き続き、県への働きかけを行っていく。	子育て推進課 保健福祉課
子育て世代への経済的支援の充実	○保育料、給食費の無償化や出産祝い金、入学祝い金の給付などを継続して実施し、子育て世代への経済的支援を行う。	子育て推進課 教育課
在宅育児手当の給付	○生後6ヶ月から満3歳になった年度末までの未就園児がいる世帯を対象に、在宅育児手当の給付を継続して実施する。	子育て推進課
高校生世代応援手当の給付	○高校1年生から高校3年生がいる世帯を対象に、高校生世代応援手当の給付を継続して実施する。	子育て推進課

(4) 食育の推進

こどもの頃からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着は、食を通じた豊かな人間形成や家族づくりの基本であり、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となるものです。こどもとその保護者が、バランスのとれた望ましい食習慣を身に付け、健康で心豊かな生活が送れるよう食育の取組を推進します。

取組	内容	担当課
食に関する啓発	○こども園や小中学校で、食事について正しい理解を深めるとともに、栄養について関心を持たせ、生涯にわたる心身の健康の基礎作りに努める。 ○日本型食生活の推進により「食事バランスガイド」の普及・啓発に努める。 ○地元食材の活用や郷土料理の伝承により食への関心を育む。	子育て推進課
食育に関する情報提供	○地元特産物を取り入れた様子を給食だより等で紹介するなど、食育に関する情報提供に努める。	教育課

(5) 思春期における心身の健全な成長支援

こどもを取り巻く環境は、情報通信技術の発達や少子化などの影響により大きく変化しています。そのような変化する時代に対応しながら、思春期のこどもたちが、いのちや性の大切さなどの正しい知識を身に付けられるよう環境整備に努めます。

また、思春期特有の喫煙や飲酒、薬物の乱用等の課題について、早い時期からの一貫した教育を進めます。

取 組	内 容	担当課
いのちや性の教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校では、思春期教室や授業、ホームルーム等を通じ、継続的で系統立てた性教育を実施する。 ○こども園では、望ましい生活習慣を身に付けることを目的とした教室（6ちゃんクラブ）の実施や、お誕生会などの機会を利用して、保護者や園児に対して、いのちや性の教育を実施する。 	子育て推進課 教育課
インターネットに係るトラブル等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における情報教育の充実を図り、児童生徒の情報リテラシーを高めるとともに、青少年センターでは学校と連携して、インターネットに係るトラブルや依存症に関する情報提供を行う。 <p>※<u>情報リテラシー</u> 正しく情報を理解し、適切に判断できる能力</p>	教育課
喫煙・飲酒・薬物の有害性に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○喫煙・飲酒・薬物の有害性について、生活習慣病予防教室等を活用し、啓発に努める。 ○警察をはじめとする関係機関と連携し、青少年健全育成教育の充実を図る。 	子育て推進課 保健福祉課 教育課
非行や問題行動を未然に防ぐ環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○町ぐるみ声掛け運動や非行防止、薬物乱用防止用のリーフレット等の配布により啓発活動を実施する。 ○警察をはじめとする関係機関と連携し、街頭巡回活動や非行防止等の広報啓発活動を行うとともに、青少年健全育成教育の充実を図る。 	教育課
心の悩みに関する相談活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○心の問題に関わる相談体制の強化及び保護者のための学習会や居場所の提供に努める。 ○教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置し、適応指導事業を実施する。 <p>※<u>スクールソーシャルワーカー</u> 生徒の生活環境や家庭の問題等を関係機関と協力してサポートする専門職</p>	子育て推進課 教育課

《基本目標2》 安心して子育てができる環境づくり

(1) 子育て支援サービスの充実

親の就労形態の多様化や子育て世帯の負担感の増大等に伴い、地域の子育て機能の低下が懸念されています。本町では、「県下一の子育て支援」を目指し、すべての子育て世帯が安心して子どもを育てられる支援サービスの充実を図っていきます。

取組	内容	担当課
相談体制の充実	<p>○令和6年度より、こども家庭支援センター「きこか」を総合相談窓口として、妊産婦と0～18歳までのすべてのこどもとその家庭の相談窓口を一元化しており、身近な相談場所として体制の充実と職員の資質の向上を図る。</p> <p>○学校において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを配置し、相談体制の充実を図る。</p> <p>※<u>スクールカウンセラー</u> 生徒の心の悩みや問題をサポートする専門職</p> <p>※<u>スクールソーシャルワーカー</u> 生徒の生活環境や家庭の問題等を関係機関と協力してサポートする専門職</p> <p>○こども園や学校、子育て支援センターなど関係機関との連携に努めるとともに、令和6年度に開設した「きみのスマイル」を保護者の相談窓口として周知する。</p>	子育て推進課 教育課
各種教室の開催	<p>○安心して楽しく子育てができるよう、こどもの年齢に応じた各種教室を開催するとともに利用促進を図る。</p> <p>○気軽に相談できる体制づくりと親同士の自発的な交流を促進する。</p> <p>○各種教室等でのアドバイスなどを通じて、親自身がより主体的に子育てに取り組めるよう促していく。</p>	子育て推進課
子育て支援サービスの充実	<p>○子育て家庭のニーズに合わせ、一時預かり事業の充実を図る。</p> <p>○新たに取り組む、こども家庭支援センター「きこか」や「きみのスマイル」、「こども誰でも通園制度」の周知を図り、利用の拡大に努める。</p>	子育て推進課

(2) 保育サービスの充実

共働き世帯の増加や就労形態の多様化などにより、保育サービスに対するニーズも変化しています。これらのニーズに対応し、少しでも子育て世代が利用しやすい保育サービスの提供と質の向上に努め、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

取組	内容	担当課
保育事業	○園児数が減少している現状を踏まえ、引き続き、保育のあり方やこども園の運営等を検討し、保育サービスの質の向上に努める。	子育て推進課
預かり保育事業	○町内に2か所あるこども園の幼稚園部所属の児童を対象に、預かり保育を継続して実施する。	子育て推進課
病児・病後児保育への対応	○病気の回復期や回復期に至らないこどもの一時預かりについて、県や関係機関と連携し、検討を進める。	子育て推進課
延長保育事業	○保護者の多様な就労形態に対応するため、引き続きこども園の利用時間を拡大し（7時～19時）、延長保育を実施する。	子育て推進課
土曜日・休日保育事業	○現在、土曜日保育のみで休日保育は実施していないが、今後、利用者のニーズ等を踏まえ検討していく。	子育て推進課

(3) 子育てと仕事の両立支援

共働き家庭の増加や核家族化など子育てを取り巻く環境が変化しており、それに伴い働き方の見直しを図る必要があります。そこで、労働者や事業主、地域住民等の意識を高めるため、広報・啓発や研修、情報提供を積極的に推進するとともに、育児休業制度などの関係制度についての情報発信に努めます。

取組	内容	担当課
働き方の見直し	○男女共同参画等について、講演会や研修会などを開催するとともに、あらゆる機会を通じ情報提供に努める。	総務課
育児休業制度の周知	○残業時間の短縮や休暇の取得促進など、商工団体等と連携し、企業に働きかけを行うとともに、広報等により情報提供を行う。	総務課
ワーク・ライフ・バランスの推進	○仕事と家庭生活において充実した生活を送れるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に努める。	総務課

(4) 生活環境の整備

子育て世代がゆとりを持ち、安心して子どもを産み育てていくためには、快適で良質な住宅環境の整備と交通手段の確保が重要です。人口流出防止と定住の促進を図るため、生活環境の整備と交通の利便性の向上に努めます。

取組	内容	担当課
良質な宅地・住宅の提供	○子育て世代が安心して子どもを産み育てていけるよう、良質な宅地の提供と住宅の整備に努めるとともに空き家等の活用を図る。	企画管財課 建設課 まちづくり課
コミュニティバスの運行	○子育て世代のニーズや利用状況を踏まえ、運行体系等の効率化など、利便性の向上を図る。	企画管財課

《基本目標3》 特に支援を必要とするこどもや家庭へのサポートの充実

(1) 児童虐待防止対策等の充実

児童の人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす児童虐待について、発生予防や早期発見・早期対応、アフターケアを行うためには、関係機関と連携し、速やかに対応することが重要です。警察や福祉、医療、保健、教育などの関係機関との協力のもと、虐待防止ネットワークとして「きみのネットワーク委員会」を設置するとともに、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、要保護児童の早期発見や適切な保護・支援に努めます。

取組	内容	担当課
相談・訪問体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○こども家庭支援センター「きこか」における専門家による相談体制の充実を図る。また、特に閉じこもりがちな親子などへの早期対応に努める。 ○「子育て支援センター」やプレイルームの開放、訪問活動等により子育て状況等の把握に努め、児童虐待等が懸念される場合には、早期対応に努める。 	子育て推進課
児童虐待防止ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「要保護児童対策地域協議会」において、警察や医療機関等との連携を深め、虐待防止に向けた施策の充実に努める。 	子育て推進課
要保護児童対策地域協議会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童等の実態把握に努め、関係機関との情報共有や支援内容の検討を行っていく。 ○必要に応じて個別ケース会議を開催し、個々のケースに応じたきめ細やかな支援に努める。 	子育て推進課
被害に遭ったこどもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、こどもへのカウンセリングや助言等を行う。 ○学校をはじめ行政や警察など、関係機関との連携を図り、適切な支援に努める。 	子育て推進課 教育課

(2) ひとり親家庭等の自立支援

支援が必要なひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、相談体制の強化や情報提供の促進を図ります。さらに安定した生活を送ることができるよう各種支援体制の強化に努めます。

取組	内容	担当課
相談体制の充実	○ひとり親家庭の実情やニーズを把握するとともに、相談体制の充実を図る。	子育て推進課
ひとり親家庭の生活支援事業等の充実	○ひとり親家庭への様々な社会保障制度の周知に努めるとともに、生活支援事業の拡充や母子家庭の母親の就業支援を行う。	子育て推進課

(3) 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもや発達につまずきのある子どもが、一人ひとりの可能性を伸ばし、安心して自立、社会参加ができるよう、障害の程度や発達段階に応じた療育・保育・教育を充実させます。また、医療や福祉、教育等の関係機関との連携を図り、一貫した相談・訪問体制のもと、誰一人取り残すことのない子育て支援に努めます。

取組	内容	担当課
相談・訪問体制の充実	<p>○障害のある子どものライフステージに応じ、保健師等が中心になり、生涯を通じた切れ目ない相談・支援体制の充実を図る。</p> <p>○学校にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、発達に関する相談体制の充実を図る。</p> <p>※<u>スクールカウンセラー</u> 生徒の心の悩みや問題をサポートする専門職</p> <p>※<u>スクールソーシャルワーカー</u> 生徒の生活環境や家庭の問題等を関係機関と協力してサポートする専門職</p> <p>○外出することが困難な障害のある子どもの居宅に保育士や看護職員等が出向く訪問体制の充実を図る。</p> <p>○保健福祉課、子育て推進課を子どもの障害相談窓口とし、必要な福祉制度や支援につないでいく。</p> <p>○発達のつまずきや、疑いのある子どもへの対応及び発達相談を実施する。</p>	子育て推進課 保健福祉課 教育課

<p>障害に関する 理解促進と適切な対応</p>	<p>○障害児保育に携わる職員への研修等を通じ、障害に関する正しい理解や専門的知見の習得を支援し、インクルーシブ保育を進めていく。 ※<u>インクルーシブ保育</u> 障害の有無などにかかわらず、すべての子どもを受け入れて一緒に成長できるような保育</p> <p>○障害の程度にかかわらず適切な教育・保育を受けられる環境の整備に努める。また、公共施設等のバリアフリー化についても、引き続き進めていく。</p>	<p>子育て推進課</p>
<p>早期発見と療育・保育・教育等の充実</p>	<p>○医療機関や専門機関との連携を図り、早期発見に努めることで、障害のある子ども及びその家族の生活の質の向上を図る。</p> <p>○専門機関等の協力を得ながら、特別支援教育コーディネーターを中心として、障害のある子どもの個々の状態に応じたきめ細やかな特別支援教育を実施する。</p> <p>○乳幼児健診等で、障害の疑いのある子どもの早期発見に努める。</p> <p>○発達につまずきのある子どもを適切な医療や療育につないでいく。</p> <p>○子どもの特性に応じたかわりができるよう、専門職の配置や研修、助言指導により、支援者の資質向上に努める。</p>	<p>子育て推進課 保健福祉課 教育課</p>
<p>医療的ケア児へのサポート</p>	<p>○日常生活に必要な医療的生活援助が必要な子どもには、医師等の関係者と協力し、適切に対応（体制の整備）するとともに、医療的ケアを担える人材の確保・育成を図る。</p>	<p>子育て推進課 保健福祉課</p>
<p>障害児通所給付事業の実施 (福祉サービス)</p>	<p>○障害のある子どもの特性や必要に応じた訓練等に係る通所給付事業について、希望する保護者や児童が円滑にサービスを受けられるよう努める。</p>	<p>保健福祉課</p>

《基本目標4》 地域でこどもを見守り、育むまちづくり

(1) 地域における子育て支援の充実

こどもの成長は、地域の人々とのふれあいや地域での見守りが非常に重要なことから、様々な行事や教育の場を通じて世代を超えた人々との交流を促進し、ふれあう機会の拡大に努めます。また、家庭と地域や関係団体との連携を図り、地域が一体となって子育て支援に取り組みます。

取組	内容	担当課
地域でのふれあい交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○町内では、こどもの居場所、地域交流の拠点として、ボランティアが中心となってこども食堂が運営されており、引き続き、取組を支援していきます。 ○学校行事や生涯学習行事で、福祉施設の訪問や住民との防災訓練の実施など、小中学生と成人・高齢者との世代間交流事業を進める。 ○生涯学習計画において、「子育て親育て地域育て事業」等を「地域の教育力」として位置づけ、様々な世代が参加する事業を実施する。 ○こども園や小中学校の各種行事等の場を活用し、小中高生等が乳幼児とふれあう機会の拡大に努める。 	子育て推進課 教育課
子育て支援ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○町ホームページや SNS 等を活用し、子育て支援サービスや各種の情報をタイムリーに提供し、子育てに関する不安や負担の軽減を図る。 ○子育てに関する悩みの共有や心理的負担の軽減を図るため、気軽に相談し合える交流の場の提供に努める。 ○きめ細やかな子育て支援を実施するため、教育委員会や民生委員、児童委員など関係団体・職種との連携を密にし、地域でのネットワーク化を推進する。 	子育て推進課 総務課

(2) 交通安全への取組推進

子どもを交通事故から守るためには、保護者の交通安全に対する意識が重要であるとともに、子ども一人ひとりが交通安全の正しい知識を持つことが重要です。そのため、警察をはじめとする関係機関との連携を強化し、安全に関する教育を推進し、交通事故防止に努めます。また、子どもや子育て家庭が安心して外出できるためには、安全な道路環境や公共施設・建物等の整備を図る必要があります。関係機関と連携し、道路標識等の設置を進めます。

取組	内容	担当課
交通安全教育の推進	○こども園や小中学校において、警察等と連携し、交通安全教室や各種講習会を開催し、交通安全に関する意識及び知識の向上に努める。	子育て推進課 教育課
通学時の安全確保	○道路の幅が狭く歩道等の確保が難しいため、道路整備と併せ、総合的な見地から行政全般の施策として取り組む。 ○警察や保護者、児童委員等と協力し、通学路の各所で定期的に街頭指導を行う。	教育課
安全な道路交通環境の整備	○主要幹線の改修やバイパス道路の整備を行い、歩道のある幅の広い安全な道路の整備に努める。	建設課
標識・カーブミラー等の設置	○商店街や公共施設、病院等の周辺を中心に、道路環境や道路標識等の整備を図る。 ○各地区からの要望により、カーブミラーの新設や補修を行うとともに、通行が危険な場所には看板の設置を行うなど事故防止に努める。	総務課
関係団体との連携強化	○交通事故等を防止するため、警察や自治会、学校等と連携を密にし、道路標識等の設置を進める。	総務課

(3) 防犯活動の推進

こどもの連れ去りや不審者による声かけ等、全国でこどもを狙った事件が多発しています。こうした犯罪等の被害からこどもを守るため、犯罪等に関する情報提供や関係機関・団体等と連携したパトロールの実施など防犯活動に努めます。

取組	内容	担当課
防犯等に関する情報の共有	○青少年センターや学校、保護者などとの連携を密にし、不審者情報等の提供や危険な場所等の情報など、こどもの安全・安心にかかわる情報の迅速な共有に努める。	教育課
パトロール活動の実施	○見守りボランティアなど地域の人々や関係機関と連携し、見守り活動を実施する。	教育課
防犯設備等の普及・活用	○夜間の犯罪防止や通行の安全を図るため、防犯灯の設置を進めていく。 ○防犯対策のため、犯罪等が発生する恐れのある場所に防犯カメラの設置を進めていく。	総務課



第6章 事業量の見込みと提供体制

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件等地域の実情を総合的に勘案し、需要の指標となる「量の見込み」や「確保方策」を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町では、「量の見込み」と「確保方策」を設定する範囲として、必要な事業が整えられ、利用調整が柔軟にできることから、紀美野町全体を1つの区域として設定します。

区分	区域設定
1号認定：幼稚園等（3～5歳）	町内全域
2号認定：保育所等（3～5歳）	
3号認定：保育所等（0～2歳）	
地域子ども・子育て支援事業	区域設定
①利用者支援事業	町内全域
②延長保育事業（時間外保育）	
③放課後児童健全育成事業	
④子育て短期支援事業	
⑤乳児家庭全戸訪問事業	
⑥養育支援訪問事業等	
⑦子育て支援拠点事業	
⑧一時預かり事業	
⑨病児・病後児保育事業	
⑩子育て援助活動事業 （ファミリー・サポート・センター）	
⑪妊婦健康診査事業	
⑫子育て世帯訪問支援事業	
⑬児童育成支援拠点事業	
⑭親子関係形成支援事業	
⑮妊婦等包括相談支援事業	
⑯こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	
⑰産後ケア事業	
⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑲多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

2 教育・保育における量の見込みと確保方策

○1号認定：幼稚園等（3～5歳）	
事業概要	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、こども園等で教育を希望する場合に利用します。

(単位：人)

項目		計画年度	R6年度 (実績)	実施時期				
				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み		1号認定	13	15	15	15	15	15
②確保量		きみのこども園	30	30	30	30	30	30
		こうのこども園	15	15	15	15	15	15
		合計	45	45	45	45	45	45
②-①			+32	+30	+30	+30	+30	+30

○2号認定：保育所等（3～5歳）	
事業概要	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、「保育の必要な事由」に該当し、こども園等での保育を希望する場合に利用します。

(単位：人)

項目		計画年度	R6年度 (実績)	実施時期				
				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み		2号認定	74	75	77	64	55	44
②確保量		きみのこども園	90	90	90	90	90	90
		こうのこども園	30	30	30	30	30	30
		合計	120	120	120	120	120	120
②-①			+46	+45	+43	+56	+65	+76

〇3号認定：保育所等（0～2歳）	
事業概要	満3歳未満の小学校就学前のこどもで、「保育の必要な事由」に該当し、こども園等での保育を希望する場合に利用します。

(単位：人)

項目	計画年度	R6年度 (実績)	実施時期				
			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	3号認定	34	37	30	32	33	33
②確保量	きみのこども園	30	30	30	30	30	30
	こうのこども園	15	15	15	15	15	15
	合計	45	45	45	45	45	45
②-①		+11	+8	+15	+13	+12	+12

確保方策	平成27年度にきみのこども園を、令和2年度にこうのこども園を開園し、保護者の就労状況の変化にも対応しやすい施設を整備しました。必要に応じた体制が確保できています。今後も待機児童が発生することのないような体制づくりに努めます。
------	--

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

事業概要	母子保健と児童福祉に関する事業の一体的な運営を通じて、妊産婦や乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を実施するとともに、すべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応を行うなど、個々の家庭に応じた支援を切れ目なく行います。
------	--

項目	計画年度	R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
②確保量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①		±0	±0	±0	±0	±0	±0

確保方策	<p>令和6年度に子育て推進課を新設し、課内に総合相談窓口としてのこども家庭支援センター「きこか」を設置しました。妊産婦や子育て世代のあらゆる相談に応じ、専門的な相談対応や訪問支援が実施できるよう、また、関係機関と連携を図りながら適切な支援につなげられるよう、体制づくりに努めます。</p>
------	---

(2) 延長保育事業（時間外保育）

事業概要	<p>保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日の月曜日から金曜日及び通常の利用時間（1日11時間の開所時間）以外の日や時間において、こども園等で保育を行う事業です。</p> <p>【現状】</p> <p>令和6年度現在、平日の延長保育については、7時から19時まで各こども園で実施しており、土曜日は、7時から19時まで、きみのこども園にて2園集合保育として実施しています。</p>
------	--

(単位：人)

項目 \ 計画年度	R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	55	55	55	55	55	55
②確保量	55	55	55	55	55	55
施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②-①	±0	±0	±0	±0	±0	±0

確保方策	<p>町内に就業の場が少なく、近隣市町へ通勤する保護者が多いことから、保育時間の延長が必要であり、時間外保育を継続して実施します。</p>
------	---

(3) 放課後児童健全育成事業

事業概要	<p>共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後や長期休暇中に学校施設などで、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。</p> <p>現在、野上学童保育所及び下神野学童保育所の2か所を開所しています。学校施設を活用し、ケガなく、安心して保育ができる環境を整備します。</p>
------	---

(単位：人)

計画年度		R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	6年生	7	9	10	7	11	5
	5年生	9	10	8	11	8	9
	4年生	14	20	27	20	19	14
	3年生	30	33	25	24	30	29
	2年生	24	26	25	33	19	23
	1年生	27	24	30	20	26	24
	合計	111	122	125	115	113	104
②確保量		150	150	150	150	150	150
②-①		+39	+28	+25	+35	+37	+46

確保方策	<p>町営で行っており、対象は小学校1年生から6年生です。野上地区・小川地区は野上小学校施設、美里地区は町文化センター施設の2か所で実施し、必要に応じた体制が確保できています。今後も待機児童が発生することのないような体制づくりに努めるとともに、ハード面での整備も進めていきます。</p>
------	---

(4) 子育て短期支援事業

事業概要	<p>保護者の病気や仕事などの理由により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設や里親宅等において一定期間、養育・保護を行う事業で、次の2つがあります。</p> <p>◎短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）</p> <p>こどもの保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなったこどもを児童養護施設等で預かる事業で、7日間を限度に利用できます。（宿泊を伴います）</p> <p>◎夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）</p> <p>保護者が仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、養育が困難となったこどもを通所により児童養護施設等で預かる事業で、2か月を限度に利用できます。</p> <p><委託契約先></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名</th> <th>所在</th> <th>短期入所生活援助事業</th> <th>夜間養護等事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">児童養護施設</td> <td>和歌山市旭学園</td> <td>和歌山市</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>こぼと学園</td> <td>和歌山市</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>和歌山乳児院</td> <td>岩出市</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">母子生活支援施設</td> <td>すみれホーム</td> <td>和歌山市</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>わかくさ</td> <td>九度山町</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	所在	短期入所生活援助事業	夜間養護等事業	児童養護施設	和歌山市旭学園	和歌山市	○	○	こぼと学園	和歌山市	○	○	乳児院	和歌山乳児院	岩出市	○	-	母子生活支援施設	すみれホーム	和歌山市	○	-	わかくさ	九度山町	○	-
	施設名	所在	短期入所生活援助事業	夜間養護等事業																									
児童養護施設	和歌山市旭学園	和歌山市	○	○																									
	こぼと学園	和歌山市	○	○																									
乳児院	和歌山乳児院	岩出市	○	-																									
母子生活支援施設	すみれホーム	和歌山市	○	-																									
	わかくさ	九度山町	○	-																									

(単位：人)

項目	計画年度	R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み		0	2	2	2	2	2
②確保量		2	2	2	2	2	2
施設数		5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
②-①		+2	±0	±0	±0	±0	±0

確保方策	<p>令和元年度から委託事業所を増やし、夜間養護等事業も委託契約を行うようにしました。引き続き、施設への業務委託を継続し、提供体制を確保します。</p>
------	--

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	<p>生後1か月を目安に乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行う事業です。</p> <p>保健師が日程調整の電話連絡し訪問を行います。また、遠隔地に住んでいる家庭については、その住居地の市町村に訪問を依頼することもあります。</p>
------	---

(単位：人)

項目 \ 計画年度	R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	20	20	20	20	20	20
②確保量	20	20	20	20	20	20
②-①	±0	±0	±0	±0	±0	±0

確保方策	<p>必要に応じた提供体制は確保できているため、今後も訪問率100%の継続を目指します。</p>
------	--

(6) 養育支援訪問事業等

事業概要	<p>養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるために支援を行う事業です。また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取組も行います。</p>
------	---

(単位：家庭)

項目 \ 計画年度	R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	12	12	12	12	12	12
②確保量	12	12	12	12	12	12
②-①	±0	±0	±0	±0	±0	±0

確保方策	<p>現在、必要に応じた提供体制は確保できているため、関係機関と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業の利用につなげていきます。</p>
------	--

(7) 子育て支援拠点事業

事業概要	<p>子育て世帯の保護者を対象に、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、育児不安などについての相談・指導や子育てサークル等の開催、子育てに関する情報提供、育児講習等の事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。</p>
------	--

(単位：人)

項目	計画年度	R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
②確保量		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
施設数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①		±0	±0	±0	±0	±0	±0

確保方策	<p>現在、必要に応じた提供体制は確保できており、引き続き、利用者支援事業と連携して、子育て家庭への支援機能を強化していきます。</p>
------	--

(8) 一時預かり事業

事業概要	<p>◎こども園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型） こども園幼稚園部において主に在園児を対象に、通常の教育時間の前後や土曜・日曜、長期休暇中に教育を行う事業で、現在の「預かり保育」です。</p> <p>◎こども園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）以外 保護者の就労・病気等により、家庭において一時的に保育が困難となった就学前のこどもを受け入れ、保育を行う事業です。</p>
------	--

(単位：人)

計画年度		R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	預かり保育	924	924	924	924	924	924
	一時預かり	60	60	60	60	60	60
	合計	984	984	984	984	984	984
②確保量		984	984	984	984	984	984
施設数		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②-①		±0	±0	±0	±0	±0	±0

確保方策	<p>こども園幼稚園部終業後の預かり保育は、終業後も同じクラスにおいて預かり保育を実施します。また、未就園児の臨時的な一時保育についても、現在、必要に応じた提供体制が確保できています。</p> <p>今後も保護者の利用ニーズ等を踏まえ、実施体制を検討していきます。</p>
------	--

(9) 病児・病後児保育事業

事業概要	こどもが発熱等の急な病気になった場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業です。
------	---

(単位：人)

項目 \ 計画年度	R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10	10
②確保量	0	0	10	10	10	10
施設数	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	▲10	▲10	±0	±0	±0	±0

確保方策	県や関係機関と連携し、事業実施に向けた検討を進めていきます。
------	--------------------------------

(10) 子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター）

事業概要	乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人（利用会員）と、育児の援助を行いたい人（サポート会員）が会員登録し、会員相互間で育児の援助を行う事業です。
------	---

(単位：人)

項目 \ 計画年度	R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	25	25	25	25	25	25
②確保量	25	25	25	25	25	25
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	±0	±0	±0	±0	±0	±0

確保方策	現在、必要に応じた提供体制は確保できており、引き続き、当該事業の充実を図ります。
------	--

(11) 妊婦健康診査事業

事業概要	<p>母子保健法第13条の規定により、紀美野町に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。</p>
------	--

(単位：回)

項目 \ 計画年度	R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	440	440	440	440	440	440
②確保量	440	440	440	440	440	440
②-①	±0	±0	±0	±0	±0	±0

確保方策	<p>現在、必要に応じた提供体制は確保できています。母子健康手帳交付時に受診票を渡すことで周知を図り、当該事業の充実を図ります。</p>
------	--

(12) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要	<p>家事や育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭をヘルパーが訪問し、家事や育児・養育支援等を行う事業です。</p>
------	---

(単位：件)

項目 \ 計画年度	R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	4	60	60	60	60	60
②確保量	60	60	60	60	60	60
②-①	+56	±0	±0	±0	±0	±0

確保方策	<p>現在、ニーズを満たしている状態です。令和7年度以降については、必要であると思われる世帯へ利用の促進を図り、当該事業の充実を図ります。</p>
------	---

(13) 児童育成支援拠点事業

事業概要	<p>養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行う事業です。</p>
------	--

確保方策	<p>令和6年度に、居場所「きみのスマイル」を開所しましたが、食事の提供などを行う当該事業について、現在、実施予定はありません。今後、必要に応じ、事業実施を検討していきます。</p>
------	---

(14) 親子関係形成支援事業

事業概要	<p>子育てに悩みや不安を抱える保護者等に対して、講義やグループワークなど、同じ悩みや不安を相談、共有できる場を設け、健全な親子関係の形成を支援する事業です。</p>
------	---

(単位：人)

項目 \ 計画年度	R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	4	4	4	4	4	4
②確保量	4	4	4	4	4	4
②-①	±0	±0	±0	±0	±0	±0

確保方策	<p>現在、必要に応じた提供体制は確保できています。引き続き、当該事業の充実を図ります。</p>
------	--

(15) 妊婦等包括相談支援事業

事業概要	妊婦・その配偶者等に対して面談等により、情報提供や相談等の伴走型支援を行う事業です。
------	--

(単位：件)

項目 \ 計画年度	R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	75	75	75	75	75	75
②確保量	75	75	75	75	75	75
②-①	±0	±0	±0	±0	±0	±0

確保方策	現在、必要に応じた提供体制は確保できています。引き続き、当該事業の充実を図ります。
------	---

(16) こども誰でも通園制度（令和6年7月～）

事業概要	保護者の就労条件に関係なく、こども園を一定時間（月10時間以内）、無料で利用できる制度です。
------	--

(単位：人)

項目 \ 計画年度	R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	36	36	36	36	36	36
②確保量	36	36	36	36	36	36
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	±0	±0	±0	±0	±0	±0

確保方策	現在、必要に応じた提供体制は確保できており、引き続き、利用の促進を図るとともに、令和8年度からの本格実施に向けて、実施結果を踏まえ、今後の提供体制を検討していきます。
------	---

(17) 産後ケア事業

事業概要	医療機関や助産院において、産後のお母さんの身体のケアや育児・授乳の相談など、出産後の母子に対して、宿泊やデイサービス、訪問などを実施し、心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。
------	--

(単位：件)

項目	計画年度	R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み		60	60	60	60	60	60
②確保量		60	60	60	60	60	60
施設数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①		±0	±0	±0	±0	±0	±0

確保方策	現在、医療機関や助産所に委託し、必要に応じた提供体制は確保できています。引き続き、当該事業の充実を図ります。
------	--

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	<p>幼稚園や保育所の保育料については、国が定める公定価格をもとに市町村が利用者負担を設定しますが、施設によっては特色をもった教育・保育事業を提供しやすいよう実費徴収などの上乗せで徴収を行う場合があります。</p> <p>本事業では、その実費負担分について、低所得者層の負担軽減を図るため、公費による助成を行う事業です。</p>
------	--

確保方策	本町では、現在、当該教育・保育事業を実施する施設はありませんが、今後そういった施設が整備された場合には、国の動向を踏まえ、助成内容等を検討していきます。
------	--

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要	<p>子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所や小規模保育などの設置を促進していく必要があります。</p> <p>また、新たに開設された施設や事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくためには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、実施支援や相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせんなどを実施する事業です。</p>
確保方策	<p>今後、新規事業者の参入等があった場合には、国の動向を踏まえ、実施手法等を検討していきます。</p>



第7章 計画の推進にあたって

1 教育・保育の一体的提供の推進

本町では、保護者の就労状況や家族の状況、その他の事情に関わりなく、こどもを受け入れることのできる、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ったこども園を設置しています。引き続き、職員への研修や小学校との連携等を行うことで、幼児期におけるこども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育の一体的な提供に努めます。

2 関係機関との連携等

本計画を実効性のあるものとして推進するため、町民をはじめ、関係する機関等が適切に役割分担しながら、それぞれ取組を進めます。

① 地域の連携

こどもたちの育成や子育て家庭の要望に適切に対応していくため、町と関係機関・団体等との連携を強化し、ネットワークづくりに努めます。さらに、利用者にとって選択の幅の広い効果的な子育て支援サービスを実現するため、民間の事業者などにも働きかけを行います。

② 保健・医療・福祉の連携

子育て支援に向けて、母子保健・医療・児童福祉などの連携はますます重要になっています。このため、保健・医療・福祉分野の連携をさらに強化し、サービスの総合的・効果的な提供に努めます。また小児医療体制の整備など、町単独ではなく広域的に取り組むべきことについては、周辺市町や県などとの連携を図ります。

③ 民間企業との連携

子育て家庭を効果的に支援していくことができるよう、関係機関とも連携を図りながら、事業所内託児施設の設置や従業員の育児休業取得の奨励などを推進するよう働きかけを行います。

④ 情報提供等の充実

さまざまな子育て支援サービスなどの情報を、保護者等がいつでも簡単に入手できるよう、インターネットの活用など情報伝達手段の整備を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和元年10月から幼児教育・保育が無償化され、幼稚園における預かり保育事業等の利用料を対象とした給付制度「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保とともに、保護者の経済負担の軽減や利便性等を勘案し、円滑に給付を行います。

4 進捗状況の管理

本計画を実効性のあるものとして推進するために、統計データの収集やアンケート調査、ヒアリング調査などにより、進捗状況について、定期的に利用者の視点に立った点検・評価を実施し、改善を行い、着実に成果へとつなげていきます。

○本計画における審議経過（子ども・子育て会議等）

日程	内容等	
令和6年 1月31日（水）	第1回 子ども・子育て会議	1. 子育て支援施策の状況について 2. 第3期紀美野町子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査について
令和6年 6月27日（木）	第2回 子ども・子育て会議	1. 子育て支援施策の状況について 2. 子ども・子育て支援に関する調査結果について
令和6年 12月 3日（火）	第3回 子ども・子育て会議	1. 第3期きみのこどもプラン（案）について
令和6年 12月25日（水）	こども・若者の意見を聞く ワークショップ	テーマ：「住み続けたいと思ってもらえるまちって、 どんなまち？」 参加者：海南市、紀美野町の中学2年生（31名）
令和7年 2月19日（水）	第4回 子ども・子育て会議	1. 第3期きみのこどもプラン（案）に係る パブリックコメント募集実施結果について

○子ども・子育て会議委員名簿

紀美野町子ども・子育て会議条例に基づき、学識経験者や地域の子育て関連団体・機関等から委員を選定し、計画策定に係る審議等を行う。

<紀美野町子ども・子育て会議条例（抜粋）>

（組織）

第4条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 公営による町民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が適当と認める者

（会長及び副会長）

第6条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（敬称略・順不同）

氏名等		備考
井上 章	民生委員児童委員協議会会長	会長
南 智子	主任児童委員	副会長
岩橋 和裕	医師	
美野 勝男	議会議長	
井上 寛子	こども園園長代表	
細峪 康則	副町長	
芝滝 千華	こども園保護者連合会会長	
平林 照美	障害児者父母の会会長	
炭家 くに子	母子保健推進員会会長	
東中 啓吉	教育長	
藪根 一仁	小中学校長会会長	
ファン ダン ナム	P T A連合会会長	
若林 豊	区長会長	



第3期 きみのこどもプラン

ー紀美野町子ども・子育て支援事業計画ー

令和7年3月

編集・発行 紀美野町子育て推進課

☎640-1121

和歌山県海草郡紀美野町下佐々1408 番地 4

電話 073-489-9966

FAX 073-489-6655